

特定非営利活動促進法の改正に伴う定款変更（新旧対照表）

項目 1, 2, 3 は、どの NPO 法人も変更が必要です。（項目 2 は、その他事業を行っている場合に限る。）

項目 4 は、任意事項です。

*定款の条番号は各法人の定款によるため、異なる場合があります。

1 収支計算書から活動計算書への変更に伴う定款変更

旧	新
<p>（総会の権能） 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(7) 省略 (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10)省略</p>	<p>（総会の権能） 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(7) 省略 (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10)省略</p>
<p>（資産の構成） 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) 省略 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p>	<p>（資産の構成） 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) 省略 (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益</p>
<p>（事業計画及び予算） 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>（事業計画及び予算） 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>（暫定予算） 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入費用を講じることができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>（暫定予算） 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>
<p>（予備費の設置及び使用） 第 46 条 予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。 2 省略</p>	<p>（予備費の設置及び使用） 第 46 条 予算の超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。 2 省略</p>
<p>（事業報告及び決算） 第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略</p>	<p>（事業報告及び決算） 第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略</p>

2 収支計算書から活動計算書への変更に伴う定款変更(その他事業を行っている場合)

旧	新
<p>(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 (2) その他の事業</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 (2) その他の事業</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。</p>

3 法第25条3項の改正に伴う変更

旧	新
<p>(定款の変更) 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更) 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

4 社員総会の決議を省略(みなし総会)を追記する場合 ※任意事項

現行	変更後
<p>(議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3 理事または社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p>

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



上記について定款変更する際は、定款変更認証申請書の様式を、沖縄県NPOプラザのホームページからダウンロードしてください。

